

【アメリカ】2014年農業法

海外立法情報課 井樋 三枝子

* 農業政策等を包括的に定める農業法は、2008年農業法成立以降、新法の成立が難航していたが、2014年農業法が、2014年2月7日に大統領署名により成立した(P.L.113-79)。

1 農業法について

農業法は、農作物価格維持、所得補償等の補助金、農業金融、外国農作物に関する規制等の農業保護、バイオエネルギー、農産物貿易、環境保全及び低所得者に対する栄養支援事業（農務省管轄）を内容とする複数年度にわたる農業政策に関する限時法である。同法は1933年に初めて制定されたが、現在のように包括的な形を取るようになったのは1973年(P.L.93-86)からで、以降ほぼ5年ごとに制定されてきた。しかし近年、連邦議会で共和党及び民主党が対立し、重要法案の審議が停滞する中、2008年6月に成立した農業法(P.L.110-246)が2012年に失効となった後も、新法が成立に至らない状態が続いていた。その後、いわゆる「財政の崖」を回避するために制定された2012年アメリカ納税者救済法(P.L.112-240)により、2008年法は1年間延長されたが、これも2013年9月30日で失効した。2014年に入り、議会での動きが活発化し、同年2月7日、新たに2014年農業法が成立した。

2 2014年農業法

近年の農業法は非常に大部で、2014年法は全12章、千ページ弱で、支出権限の総額は約9560億ドル(2014-2023年)となっている。中でも、審議において注目が集まったのは、①農家への各種補助金(第1章)及び低所得者栄養補助事業(第4章)の支出削減であった。農家補助金や輸出信用保証制度等の一部は、ブラジルによるWTO提訴の結果、「禁止されている補助金」であるとの裁定を受け、削減又は廃止が求められたという経緯もあった。低所得者栄養補助事業(一般に「フードスタンプ」と呼ばれる食糧配給制度、近年はSNAPと呼ばれる。)については、州が行っている受給対象拡大の取組と個人による様々な不正受給が支出を増大させているとして、その防止のため法改正が行われ、約230億ドルの予算の削減を見込んでいる。

以下、2014年法各章の概要を紹介する。

第1章 農作物

(1) 農家への補助金事業の廃止及び合理化

農家補助金事業(注1)を廃止し(約184億ドルの予算削減を見込む。)、新たに、価格損失補填(PLC)と農業リスク補填(ARC)を設ける。

PLCは、複数年の価格下落に対応できない農作物保険を補完するものとして設けら

れた制度で、参考価格よりも市場平均価格が下落した場合、過去の作付面積等に基づき支払われる。ARCは、収入の損失に対応するためのもので、過去の収入平均に照らし14%以上の損失がある場合が対象となる。補填にあたり農家は、自身の属する地域全体の損失を基準にするか、自身の損失を基準にするかを選択できる。

(2) 農家への補助金事業を縮小するための受給適格規定の厳格化

調整総所得（注2）が90万ドルを超える農家は、PLCやARC等の農家への補助金事業の受給が不可となる。

(3) 乳製品に関する制度の廃止及び合理化

乳製品収入損失縮小事業、乳製品価格支援事業、乳製品輸出奨励事業、連邦牛乳販売命令評価委員会を廃し、新たに乳製品差額補償事業及び乳製品購入事業を導入する。

乳製品差額補償事業とは、牛乳価格と飼育費の変動による利益の揺れを均一化するためのものである。これまでの乳製品収入損失縮小事業とは異なり、生産者の規模や所在地で補償額が異なり、補償範囲等を生産者が選択可能とする。

乳製品購入事業とは、2か月連続で利益が一定額を下回る場合に、政府が製品を買い取り、価格を下支えるものである。従前の乳製品価格支援事業とくらべ、農務省は迅速で柔軟な対応が可能となる。なお、買取品の再販売は禁止される。

第2章 環境保全

政府の定める保全励行事業に基づき環境に資する農法を行っている農地への各種の補助につき、これまでに引き続き規定する。既存の23事業を13事業に整理統合し、約60億ドルを削減する。

第3章 通商

米国産農産物の輸出促進のため、資金力の乏しい開発途上国が米国産農産物を輸入するため借入を行う場合には、政府全額出資の商品金融公社が信用状発行銀行に対して債務保証を行ってきた（注3）。2014年法では、この債務保証のうち、短期輸出信用保証計画（GSM-102）については、WTO裁定と整合性を有するとして継続を認める。その他、この章には国際的な農業技術支援、食料支援等の規定がある。

第4章 栄養補助

栄養支援のため、食品購入のみに利用できるバウチャーを低所得世帯へ配布する制度であるSNAP（補助的栄養支援事業）支出の伸びが、近年問題視されており、2014年法の審議でも議論となった（注4）。

2014年法では、SNAP受給の増額に関する要件を厳格化し、連邦低所得者光熱費補助事業（LIHEAP）受給額20ドル以上とする制度改正を盛り込んで、SNAPの支出を抑えることとした。これにより、1年に8億ドルの支出削減が目指されている。その他、

この章では、国民への栄養教育の充実、食品バウチャーの横流しの防止、宝くじ当選者や大学生等の無資格者による不正受給の防止等の取組の強化、食品バウチャー利用対象商店で生鮮食料品の取扱いが少なく、低所得者が加工食品等の質の低い食品に依存する問題があることから、商店での取扱商品充実についても規定する。

第5章 資金

農家の高齢化（平均年齢 60 歳）に対応するため、農業への新規参入者を支援する資金制度を整備する。農家や牧場は、開業後 5 年間、農作物保険料の減額等の特典を得る。また、農場等の購入のための各種ローンの整備も行い、事業を止める農家から新規農家への土地等の売却を促進するため、総額の 5%以上の頭金がある購入者には、45%を上限に政府による低率ローンの提供を受けられること等を定める（残りの半分は他から借入すること）。

第6章 地域開発（略）

第7章 研究（略）

第8章 林業（略）

第9章 エネルギー（略）

第10章 特殊作物及び園芸（略）

第11章 農作物保険

費用対効果の高い危機管理対策である農作物保険を強化する。さらに農家が主体的に大災害等の危機管理に対応するため、新たに補助的補償範囲オプション制度を設立する。これは地域一帯の集団的危機管理制度であり、個人の農作物保険の対象とならない伝染病による家畜の大量死等に対応するものである。

第12章 雑則（略）

注

(1) 農業法では、小麦、トウモロコシ、コメ、大豆等の農作物につき、①市場価格変動と②収穫の変動による、農家の収入の不安定化を回避するため、農家への様々な補助金事業が規定されてきた。①への対応としては、市場価格と農家が再生産を可能とするための「目標価格」の差を補填する価格支持融資制度がある。これは農作物を担保として政府から融資を受け、市場価格が融資単価を上回る場合、農家は融資を返済し、農作物の返却を受け、一方、市場価格が融資単価を下回る場合、農家は農作物を政府に引き渡し、返済免除を受けるという制度である。価格支持融資制度は、1996 年法で廃止されたが、2002 年法で価格変動対応型支払制度として復活した。価格変動対応型支払制度とは、作物ごとに目標価格を設定し、市場価格が目標価格を下回った場合に差額が補填される制度で、支払いにあたり、実際の作付けは問われない。②への対応としては、直接固定支払制度がある。これは市況に関係なく一定額の補助金を毎年生産者に支払うものであり、過去に作付した作物の種類及び面積に基づき支払額が算定

立法情報

され、実際の作付けは問われない。また 2008 年法では、価格変動対応型支払のオプションとして、価格の下落ではなく、作物ごとに保証水準を設定し、農家の収入がそれを下回った場合に補填を行う平均農作物収入選択事業が導入され、他に補足的収入支払事業も導入された。直接固定支払制度、価格変動対応型支払制度、平均農作物収入選択事業及び補足的収入支払事業は、2014 年法で廃止される。

- (2) 連邦所得税算出のための計算基礎となる所得で、総所得から連邦所得控除の対象となる金額を差し引いたもの。
- (3) 輸出信用保証の手数料は、従来から農業法で 1%と低く抑えられていたが、WTO の裁定により、これが「禁止されるべき輸出補助金」であるとされたため、2002 年法及び 2008 年法で、3 年から 10 年の中期輸出信用保証事業 (GSM-103) が廃止され、半年から 3 年の短期輸出信用保証事業 (GSM-102) の手数料については、各国のリスクに応じて設定されることとなった。
- (4) SNAP 支出拡大の理由として挙げられるのが、各州の受給拡大の取組みである。低所得世帯支援の連邦事業は各種あり (ほとんどの場合、実際の運用は州が担当。)、制度運用は複雑である。低所得世帯は複数の支援事業の受給対象となりうるため、各州は合理的な運用手続を工夫している。SNAP 受給の条件には 2 種類があり、連邦の定める条件を満たす場合か、ある特定の低所得者支援事業の受給対象の場合である。さらに、連邦低所得者光熱費補助事業 (LIHEAP) 等の低所得者支援事業を受給している場合、その受給額を問わず、SNAP の受給の増額につながるようになっている。しかし、光熱費が家賃に含まれる住宅等の居住者は、光熱費の請求書を提示できず、LIHEAP の受給が困難である。そのため、近年、20 弱の州が、そのような者に対し一律に、10 セントから 1 ドル程度の名目上の LIHEAP 補助を行うようになっている。これは、低所得者支援の各種事業の合理的運用と SNAP の受給額増を目指すものであるが、連邦議会における 2014 年法の審議では、このような対応が、SNAP の支出増大につながっていると問題視された。一方、州によっては 2014 年法による制度改正に対抗し、名目上の LIHEAP 給付額を 20 ドルへ増額するような制度改正の動きも見せている。

参考文献 (インターネット情報は 2014 年 3 月 17 日現在である。)

- Agricultural Act of 2014, H.R.2642, 113th Cong.(2014). <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-113hr2642enr/pdf/BILLS-113hr2642enr.pdf>>
- Title by Title Summary of 2014 Farm Bill. <<http://www.agriculture.senate.gov/>>
- Randy Alison Aussenberg, "The Next Farm Bill: Changing the Treatment of LIHEAP Receipt in the Calculation of SNAP Benefits." *CRS Report* (R42591), May 13, 2013, Food Research and Action Center ウェブサイト <http://frac.org/pdf/snap_liheap_conressvc_may2013.pdf>
- Renée Johnson and Jim Monke, "What Is the Farm Bill?" *CRS Report* (RS22131), October 11, 2013. <<https://www.fas.org/sgp/crs/misc/RS22131.pdf>>
- Stephen Singer, "States increasing home heating assistance to avoid cuts in food stamps." *Washington Post*, March 3, 2014. <<http://www.washingtonpost.com>>
- 「アメリカ 2008 年農業法、議会の立場と政権の立場」 BBL 議事録 (2009 年 5 月 8 日) 経済産業研究所ウェブサイト <<http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/09050801.html>>
- 「米国の農業政策」農林水産省ウェブサイト <http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_seisaku/usa.html>